

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）	(略)	(略)	第三十四条の二の八第一項の規定による記録の保存	第三十四条の二の十第六項の規定による記録の保存	(略)	第五百七十五条の十六第二項の規定による記録の保存	第五百七十七条の二第五項の規定によるリスクアセスメント対象物健康診断個人票の保存	第五百七十七条の二第十一項の規定による記録の保存	(略)	(略)	有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）	(略)	第二十八条の二第二項（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第二十八条の三の二第四項第二号の規定による記録の保存	第二十八条の三の二第五項第二号の規定による記録の保存

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）	(略)	(略)	第三十四条の二の八第一項の規定による記録の保存	(新設)	(略)	第五百七十五条の十六第二項の規定による記録の保存	(新設)	第五百七十七条の二第三項の規定による記録の保存	(略)	(略)	有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）	(略)	第二十八条の二第二項（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	(新設)	(新設)

	<p>第二十八条の三の二第六項の規定による記録の保存</p> <p>第二十八条の三の二第七項の規定による記録の保存</p> <p>(略)</p>	<p>鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）</p>	<p>(略)</p> <p>第五十二条の二第二項による記録の保存</p> <p>第五十二条の三の二第四項第二号による記録の保存</p> <p>第五十二条の三の二第五項第二号による記録の保存</p> <p>第五十二条の三の二第六項による記録の保存</p> <p>第五十二条の三の二第七項による記録の保存</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>特定化学物質障害予防規則</p>	<p>(略)</p> <p>第三十六条第三項（第三十六条の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存</p> <p>(略)</p> <p>第三十六条の二第三項（第三十六条の三の二第九項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存</p> <p>第三十六条の三の二第四項第二号の規定による記録の保存</p> <p>第三十六条の三の二第五項第二号の規定による記録の保存</p>
--	--	---------------------------------	---	--------------------------------	---

	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）</p>	<p>(略)</p> <p>第五十二条の二第二項による記録の保存</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>特定化学物質障害予防規則</p>	<p>(略)</p> <p>第三十六条第三項の規定による記録の保存</p> <p>(略)</p> <p>第三十六条の二第三項の規定による記録の保存</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---	---------------------------------	---	--------------------------------	---



鉛中毒予防規則	有機溶剤中毒予防規則	(略)	第五百七十七条の二第五項の規定によるリスクアセスメント対象物健康診断個人票の作成
			第五百七十七条の二第十一項の規定による記録の作成
鉛中毒予防規則	有機溶剤中毒予防規則	(略)	(略)
			第二十八条の二第二項（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による記録
			第二十八条の三の二第四項第二号の規定による記録
			第二十八条の三の二第五項第二号の規定による記録
			第二十八条の三の二第六項の規定による記録
			第二十八条の三の二第七項の規定による記録
			(略)
			(略)
			第五十二条の二第二項の規定による記録
			第五十二条の三の二第四項第二号の規定による記録
第五十二条の三の二第五項第二号の規定による記録			
第五十二条の三の二第六項の規定による記録			
第五十二条の三の二第七項の規定による記録			

鉛中毒予防規則	有機溶剤中毒予防規則	(略)	(新設)
			第五百七十七条の二第三項の規定による記録の作成
鉛中毒予防規則	有機溶剤中毒予防規則	(略)	(略)
			第二十八条の二第二項（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による記録
			(新設)
			(新設)
			(新設)
			(新設)
			(略)
			(略)
			第五十二条の二第二項の規定による記録
			(新設)
(新設)			
(新設)			
(新設)			

(略)	粉じん障害防止規則	(略)	第二十六条の二第二項の規定による記録	第二十六条の三の二第四項第二号の規定による記録	第二十六条の三の二第五項第二号の規定による記録	第二十六条の三の二第六項の規定による記録	第二十六条の三の二第七項の規定による記録	(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)	第三十六条の二第二項の規定による記録	第三十六条の三の二第四項第二号の規定による記録	第三十六条の三の二第五項第二号の規定による記録	第三十六条の三の二第六項の規定による記録	第三十六条の三の二第八項の規定による記録	(略)	よる記録

(略)	粉じん障害防止規則	(略)	第二十六条の二第二項の規定による記録	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)	第三十六条の二第二項の規定による記録	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	よる記録